

小諸市住民投票条例の概要

住民投票実施請求代表者証明書の交付申請 第6条

- ・住民投票の実施を請求しようとする者の代表者は、市長に住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請



請求資格者名簿の調製等 第6条

- ・市長は、請求資格者の名簿を調製
- ・市長は、申請があった日現在により、請求資格者を請求資格者名簿に登録し、必要な署名数を告示



住民投票の実施 第7条

- ・市長は、住民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示。
- ・市長は選挙管理委員会にその旨を通知
- ・選挙管理委員会は、通知のあった日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日を設定し、投票日の7日前までに告示



投票資格者名簿の調製等 第8条

- ・選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合、投票資格者の名簿を調製
- ・選挙管理委員会は、投票日の告示の日の前日現在により、投票資格者を投票資格者名簿に登録



投票 第9条 第13条

- ・投票所及び期日前投票の投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設置
- ・選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、投票日の告示の日に期日前投票所を告示
- ・投票人は、1人1票を投票
- ・投票人は、投票用紙の複数の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載



開票 第16条

- ・選挙管理委員会は、開票所の場所を指定
- ・選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示



投票結果の告示等 第19条

- ・選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示し、告示の内容を市長、市議会の議長及び住民投票請求代表者に通知

住民投票に付することができる事項 第2条

住民投票に付することができる市政に係る重要事項は、現在又は将来の本市の住民全体の福祉に重大な影響を与える事項

再請求等の制限期間 第20条

住民投票が実施された場合、2年間は、同一の事案又は同旨の事案について、実施の請求又は発議を行うことができない。

請求及び投票の資格 第3条

- ・年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者
- ・年齢満16年以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者

住民投票の執行 第5条

- ・住民投票は、市長が執行
- ・市長は、住民投票の管理及び執行に関する事務を小諸市選挙管理委員会に委任

事案の形式 第4条

住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式

投票できない者 第12条

- ・投票資格者名簿に登録されていない者
- ・投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日に投票の資格を有しない者

情報の提供 第10条

- ・市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により提供
- ・市長は、情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、事案についての選択肢を公平に扱わなければならない。

投票結果の尊重 第18条

一の事案について投票した者の賛否いずれか多数の結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、住民及び市議会及び市長は、住民投票の投票結果を尊重